

聖籠町告示第95号

聖籠町要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年11月18日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示  
聖籠町要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「及び保育所」を削る。

第5条中「代表者会議」の次に「、実務者会議」加える。

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、第3条に規定する関係機関等において直接要保護児童等の支援を行う者をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童等に行っている支援の状況確認及び支援方針の見直しに関する事項
- (2) 個別支援会議で議題となった点の検討に関する事項
- (3) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議の結果は、各関係機関等の代表者にその内容を報告するものとする。

3 実務者会議は、聖籠町子ども家庭相談センター長が必要に応じて招集する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。